

厚木市落書きをさせないまちづくり行動指針の概要

1 目的

この行動指針は、環境美化を推進し、美しい環境のまちづくりの実現を目的とする厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例に基づき、落書きのない快適で安心安全な生活環境の保全を図るため、市、市民それぞれの役割を定め、落書きをさせないまちづくりを推進することを目的とします。

2 趣旨

落書き行為は、「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」において、禁止していますが、落書きをさせない環境づくりの観点から行動指針を策定し、市、市民それぞれの役割に応じた取組目標を定めるものです。

《条例 関係条文》

〔定義 第2条〕

落書き 公共の場所等に、塗料若しくは墨等により、みだりに文字、図形若しくは絵柄を書くこと、又は書かれた文字、図形若しくは絵柄をいう。

〔落書きの禁止 第10条〕

何人も落書きをしてはならない。

〔落書きの消去 第11条〕

市長は、落書きが放置され、著しく周辺的美観を損なう状態にあると認めるときは、公共の場所等の所有者、管理者又は占有者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

3 取組の契機とこれまでの経過

(1) 落書き問題の顕在化

近年、道路構造物を中心に落書き被害が目立ってきており、街の美観を損なうばかりか、犯罪を助長する一因にもなるため、対策が喫緊の課題となっています。平成26年市議会2月定例会においても一般質問に取り上げられています。

(2) 落書き被害の実態（パトロール結果）

落書き被害の実態について、平成26年6月から9月までのパトロール結果を分析した結果、〔別紙〕のとおりでありました。

(3) 検討経過

庁内 厚木市落書き防止対策検討委員会 4回開催

庁外 厚木市落書き防止対策連絡会議 1回開催

4 取組の主体

市

市民 = 市内居住者 市内への通勤・通学者 市内で活動を行う個人及び法人その他の団体 本市に対する納税義務者
厚木市自治基本条例第3条に規定する市民をいう。

5 厚木市落書きをさせないまちづくり行動指針の体系と主な取組

目標 落書きをさせない環境づくり

〔考え方〕 条例による落書き禁止規定の実効性を確保するため、行政と地域社会全体が落書き行為の撲滅を目指す。
〔ポイント〕 早期発見 予防対策

基本施策1 厚木市内の落書き情報の収集と活用の取組

市 被害情報の収集と被害への取組情報の発信
市 発見・通報の連携・協力体制の構築
市 早期発見、早期通報、早期消去、監視体制の落書き被害対応マニュアルの作成と体制づくり
市民 早期発見・早期通報・早期消去の体制づくりに協力

基本施策2 施設管理者の取組

市 市、市民、事業者等との協働による落書き防止パトロール
市 落書き多発地区は警察と連携したパトロール強化
市民 落書き被害防止対策を考慮した構造・素材の使用努力

基本施策3 広報・啓発の充実

市 落書き被害対応マニュアルを関係機関へ配布
市 行動指針を市民、事業者等へ周知
市 広報あつぎ、ホームページ等を活用した落書き防止の広報・啓発
市民 事業所等での落書き被害対応マニュアルの配布と従業員・職員への啓発

目標 落書きをされたらすぐに消す体制づくり

〔考え方〕 落書きの放置は犯罪を助長する一因であるため、早期消去を推進する。
〔ポイント〕 早期消去 各主体の協働の取組

基本施策1 施設管理者の取組

市 早期消去と通報者への消去情報の連絡。落書き消去への支援
市民 発見と早期消去の努力

基本施策2 市と関係機関、地域社会、ボランティア団体等との連携体制の構築

市 市民や事業者等との情報の共有化と落書き被害への迅速な対応
市 市民や事業者等との連絡調整の場の設定
市 落書き被害について警察への被害届の提出、告訴
市 落書き多発地区の見回りボランティアの募集
市民 落書き被害について警察への被害届の提出、告訴の努力
市民 地域における落書き消去活動への参加の努力
市民 市主催の連絡調整の場への参加

厚木市内の落書き被害の実態（パトロール結果）

【パトロール実施期間 平成26年6月から9月まで】

【地域別・施設別 落書き被害件数】

| 地域/施設 | 合計 | 厚木北 | 厚木南 | 依知北 | 依知南 | 睦合北 | 睦合南 | 睦合西 | 荻野 | 小鮎 | 玉川 | 南毛利 | 相川 | 緑ヶ丘 | 南毛利南 | 森の里 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|----|-----|------|-----|
| 合計 | 125 | 11 | 7 | 13 | 35 | 2 | 2 | 2 | 4 | 13 | 12 | 6 | 9 | 2 | 6 | 1 |
| 圏央道 | 20 | | | 7 | 13 | | | | | | | | | | | |
| 国道246号 | 8 | | | | 2 | | | | | | | | | | 6 | |
| 国道129・412号 | 4 | | | | 2 | | | | 2 | | | | | | | |
| 県道 | 10 | 3 | 2 | | 5 | | | | | | | | | | | |
| 市道 | 65 | 5 | 5 | 6 | | | 2 | 2 | 2 | 13 | 12 | 6 | 9 | 2 | | 1 |
| 店舗シャッター | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| バス停留所 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| 電柱 | 14 | | | | 12 | 2 | | | | | | | | | | |

圏央道（その1）
（下依知付近 依知南地区）



圏央道（その2）
（山際付近 依知北地区）



圏央道（その3）
（関口付近 依知南地区）



国道246号
（船子バイパス 南毛利南地区）



県道藤沢・座間・厚木線（その1）
（関口 長坂付近 依知南地区）



県道藤沢・座間・厚木線（その2）
（関口座架依橋ランプ付近 依知南地区）



厚木市道（その1）
（小鮎公民館西側500m 小鮎地区）



厚木市道（その2）
（岡津古久ガードレール・玉川地区）

